

退職に伴う手続き

～広島県の教育職員互助組合に加入されている方へ～

- 1 退会給付金の請求
- 2 退職後の互助制度への加入
 - ① 退職医療制度
 - ② 現職制度
- 3 その他

退職時の提出書類

～手続きについては次ページ以降をご覧ください～

- ・提出が必要な書類には○を、不要な書類には×をつけましょう。
- ・県の互助組合員であることは、3月の給与明細（料金）で確認しましょう。

退会給付金請求書については、互助組合員のうち共済組合員等番号が

- ・数字のみ/頭文字がP/頭文字がZの方は○
- ・それ以外の方は×

対象者	書類名	注意事項	○×記入欄
全員	退会給付金請求書	退職後に、引き続き再任用等で、公立学校教職員として勤務される場合も必ず提出してください。	
退職医療制度に加入を希望する方	退職医療組合員申出書	退職後30日以内に提出 (令和6年度末退職の場合 令和7年4月30日(水) 必着)	
再任用等で勤務し、現職制度に再加入を希望する方	加入申込書	任用開始日から20日以内に提出 (令和7年4月1日任用開始の場合 令和7年4月18日(金) 必着)	

※ 退職医療制度と現職制度の二重加入はできません。

退職後の互助制度については、20ページのフロー図を参考にしてください。

1 退会給付金の請求

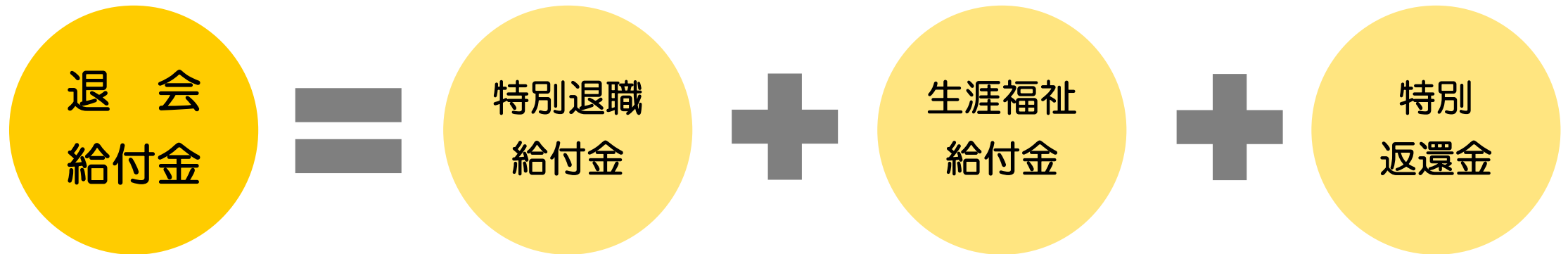


一般財団法人広島県教育職員互助組合

1 退会給付金

退職（互助組合員の資格喪失）に伴い組合員からの請求により給付される給付金です。

次の3つの給付金を併せて給付します。



対象者

- ① 共済組合員等番号が全て数字の方（県費）
- ② 共済組合員等番号の頭文字がPの方（広島市費）
- ③ 共済組合員等番号の頭文字がZの方（その他）

1 退会給付金

	項目	給付内容
退会給付金	特別退職給付金	平成16年3月までに納付した一般掛金（給料月額の10/1000）の総額から、リフレッシュ厚生計画事業付加金及び家族療養費を控除した額（平成16年3月31日時点で算定した額）の9割
	生涯福祉給付金	組合員期間中に納入した生涯福祉掛金（給料月額の2/1000）の総額
	特別返還金	組合員期間中に納入した退職医療掛金（給料月額の2/1000）の総額

提出書類

退会給付金請求書

注意点

- 退職後に、引き続き、再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員等、公立学校教職員として勤務される場合も現在の職を退職することになりますので必ず請求手続きをしてください。
- 対象者（4ページ①～③）以外の方は、退会給付金の対象となる掛金を徴収しておらず、給付対象者に該当しないため、請求手続きは不要です。

1 退会給付金 請求手続

(運営規則第5条第3項関係)

記入例

㊦ 退会給付金請求書

振込手数料の都合上、広島銀行としていただくようご協力ください。

組合員名	互助 太郎					年齢	61 歳		所属名	広島小学校				
共済組合員等番号	6	5	4	3	2	1	61 歳	所属コード	1	2	3	4	5	
互助組合退会理由	☒ 退職 ☐ 異動（異動先： ） ☐ 死亡 ☐ その他（理由： ）					退職年月日 （異動年月日）	令和 7 年 3 月 31 日							
受取口座	銀行 金 庫 信用組合 農 協 信用金庫 広島 県庁 本店 支店					普通預金口座番号 7 6 5 4 3 2 1								
※必ず、請求者ご本人名義の口座を記入してください。 ※通帳（受取口座）のコピーを裏面に貼付してください。														
特別退職給付金、特別返還金及び生涯福祉給付金を請求します。 なお、退職医療組合員となる場合に限り、この給付金を基準掛金に充当することを承諾します。 令和 7 年 3 月 31 日 一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 様 請求者 住 所 〒 765 - 4321 広島市中区互助町1丁目2-3 (フリガナ) ゴジョ タロウ 氏 名 互助 太郎 (続柄: 本人) 電話番号 (082) 123 - 4567														

請求方法

「退会給付金請求書」を記入し、
給付金受取口座の通帳のコピーを添付（裏面に糊付け）して、
互助組合へ提出

注意事項等

○退職後に、引き続き再任用職員等で、公立学校教職員として勤務される場合も必ず提出してください。
○退職時と氏名が変わった場合は、氏名が変わったことが確認できるもの（運転免許証等）のコピーを添付してください。
○受取口座は振込手数料の都合上、広島銀行としていただくよう御協力ください。

※ 4月30日までに請求書の受付処理が終了した方は、5月末に送金します。
なお、4月30日を過ぎて受理した方については、事務処理が完了次第給付します。

退職日以降の日付を記入してください。

5月末にお住まいの住所を記入してください。

退職時と氏名が変わった場合は、氏名が変わったことが確認できるもの（運転免許証等）のコピーを添付してください。

※ 当互助組合の組合員で給与の支給が県費負担の任用期間に定めのある方（臨時任用職員、任期付職員、再任用職員及び会計年度任用職員）は、退会給付金に係る掛金を徴収していませんので、提出不要です。

※ 当互助組合の組合員で給与の支給が市町費負担の短時間勤務職員（公立学校共済組合員番号の1桁目がJ及びQの方）は、退会給付金に係る掛金を徴収していませんので、提出不要です。

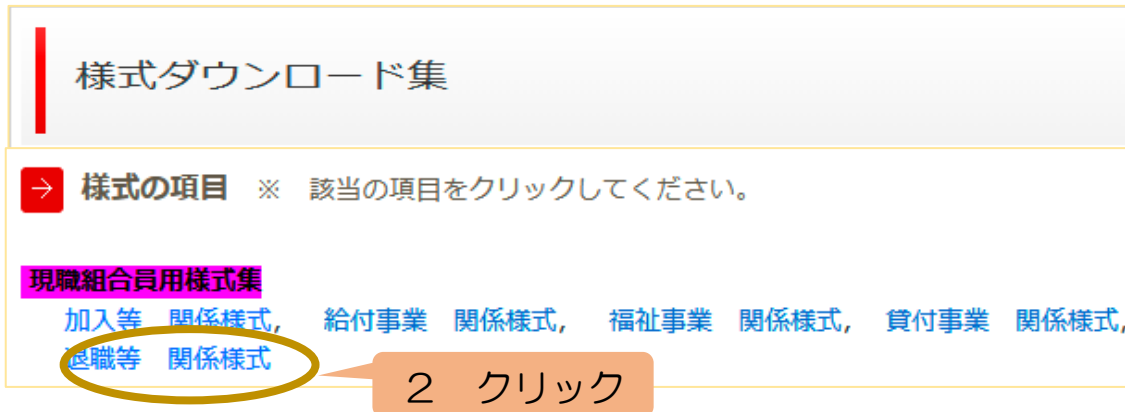
1 退会給付金 請求手続

【提出書類印刷手順】

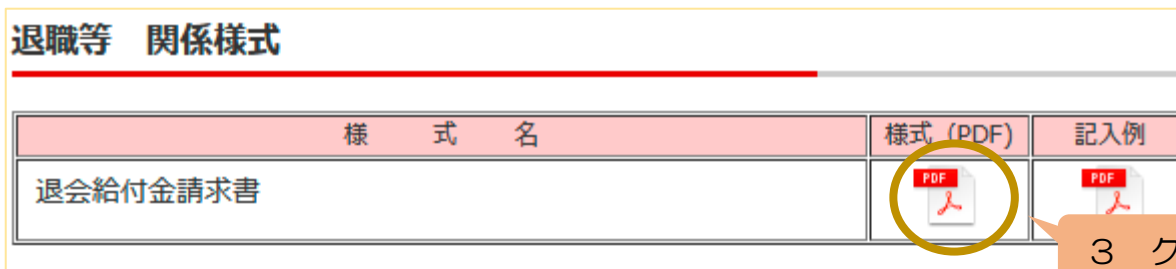
- ① 互助組合ホームページの「様式ダウンロード集」をクリック



- ② 現職組合員用様式集の退職等 関係様式をクリック



- ③ 「退会給付金請求書」様式（PDF）をクリック



2 退職後の互助制度への加入



一般財団法人広島県教育職員互助組合

2① 退職医療制度

● 退職を迎える互助組合員の皆様へ ●

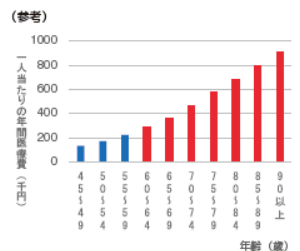
退職後の医療費（外来・入院の負担）も 人間ドックも 安心！
～退職医療制度に加入しませんか～

退職後も互助組合の「退職医療制度」がサポート！

退職医療制度は、退職後の医療費の自己負担額を軽減する療養補助金の給付を中心に、人間ドックの助成など、皆様の退職後の生活をサポートする互助組合独自の制度です。

退職後に直面すること

- ・収入が大きく減少します
 - ・退職後は現職中に受けられていた福利厚生がなくなります
 - ・病院や薬局の受診・調剤の際に受けられた医療給付、人間ドックの費用助成など
- 一方で
- ・70歳になるまで医療費の自己負担割合は現職時と同じです^(注)
 - ・医療費は年齢が上がると右肩上がりに…



（注）医療費の自己負担割合は、69歳まで3割、70歳から74歳まで2割、75歳以上1割（令和6年10月時点）

民間の医療保険にはない医療補助でサポート！

退職医療制度の療養補助金は、入院だけでなく公的医療保険適用の日常の通院や調剤（薬代）、歯科診療なども対象となり、民間の医療保険にはない制度です！

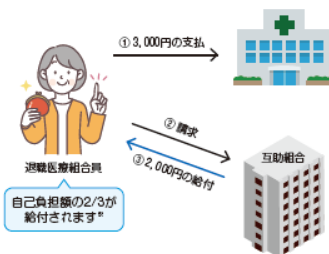
また、加入時の疾病等の有無を問いませんので、退職時に互助組合員の方ならどなたでも加入できます。

退職医療制度に加入していると

病院での外来受診や入院、薬局での調剤を受けたときなどに、公的医療保険診療にかかる医療費総額（10割分）の2割を満70歳に達した年度末まで給付します！

＜療養補助金＞

（例）公的医療保険診療にかかる総額1万円（10割分）、患者負担3割（3千円）の場合



※月ごと、医療機関ごと、入院・外来別に83,800円を上限に給付
※自己負担額が医療費総額の2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付

その他の事業は一生涯を通して利用できます！

入院助成金

1年度
60日分上限



引き続き7日以上入院したとき、日額1,000円を給付

1日人間ドック助成

毎年度1回



1日人間ドックの
自己負担額が3分の2程度に
抑えられます

互助組合が募集する人間ドックの
健診料のうち12,000円を助成。

【令和6年度の健診機関】
広島市に7か所、福山市・三次市・東広島市に各2か所、呉市・三原市・尾道市・庄原市・廿日市市に各1か所

慶弔金



長寿年齢に達したときに、お祝い金10,000円^(注)を給付

（注）令和7年4月以降

健康記念



満70歳の年度末まで療養補助金未受給の場合、30,000円を給付

死亡弔慰金



組合員が亡くなったときに、加入期間に応じた金額を遺族に給付

退職医療制度への加入方法は？

- 加入資格…退職日の翌日の年齢が満45歳以上の互助組合員
- 加入申込…退職後30日以内に「⑤退職医療組合員申出書」に、給付金受取口座の通帳コピーを付けて互助組合に提出。
※退会給付金を加入時の掛金に充当しますので、退会給付金の給付対象の方（共済組合員等番号が数字のみの方、P又はZから始まる番号の方）は「⑤退会給付金請求書」と併せて提出してください。
- 掛金…退職日の翌日の満年齢に該当する掛金額を一括納入（下表参照）

年齢(歳)	掛金額(円)	年齢(歳)	掛金額(円)	年齢(歳)	掛金額(円)
45	1,731,000	52	1,214,000	59	732,000
46	1,656,000	53	1,134,000	60	675,000
47	1,584,000	54	1,057,000	61	614,000
48	1,514,000	55	983,000	62	554,000
49	1,447,000	56	917,000	63	497,000
50	1,382,000	57	853,000	64	442,000
51	1,297,000	58	791,000	65	389,000

※注意事項

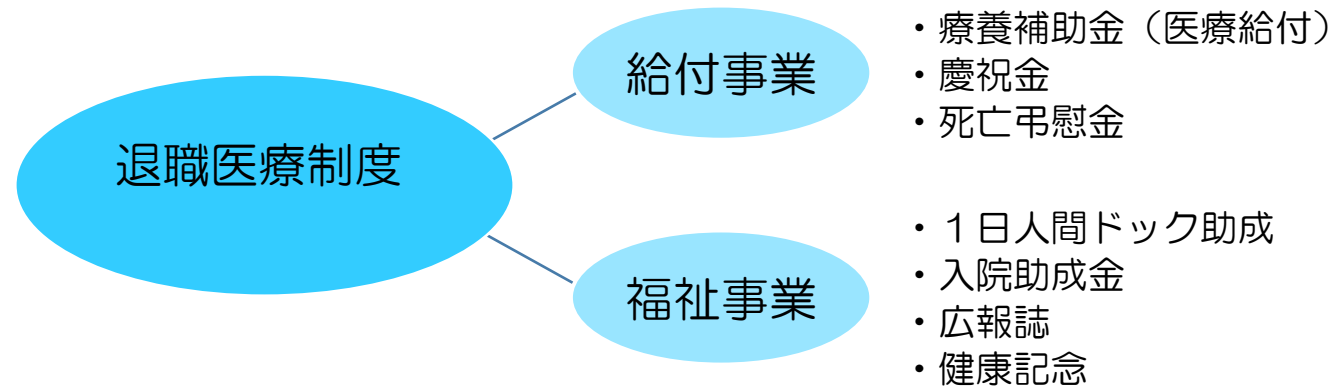
- ・各事業の補助金・給付金は、所定の請求書による組合員の方の請求に基づき給付します。
- ・加入後の退会はできません（納入された掛金の返金もできません）。

問合せ先
一般財団法人広島県教育職員互助組合 (082) 228-1386

別紙リーフレットをご覧ください。

2① 退職医療制度

退職医療制度とは、現職中に互助組合の組合員であった方の退職後の生活をサポートする制度です。



加 入 資 格	退職するまで互助組合員で、退職日の翌日（組合員の資格を喪失する日）の年齢が45歳以上である方
利 用 期 間	終身 ※ 療養補助金（医療給付）は、70歳に達した日の属する年度末まで
掛 金	加入時に一括納入
給 付 方 法	各請求書での請求により、2カ月に1回、届出口座に振込
注 意 事 項	加入後の退会不可（納入掛金の返金不可）

2① 退職医療制度 事業内容

医療補助金



満70歳の年度末まで、医療総額の2割を給付

入院助成金

1年度60日分
上限



引き続き7日以上入院したときに、日額1,000円を給付

1日人間ドック助成

毎年度1回



1日人間ドックの通常健診料は、3～4万円です。

互助組合が募集する1日人間ドックの健診料のうち、12,000円を助成

【令和6年度の健診機関】

広島市に7か所、福山市・三次市・東広島市に各2か所、呉市・三原市・尾道市・庄原市・廿日市市に各1か所

慶祝金



長寿年齢（70,77,80,88,90,99歳）に達したときに、お祝い金10,000円を給付

健康記念



満70歳の年度末まで療養補助金未受給の場合、30,000円を給付

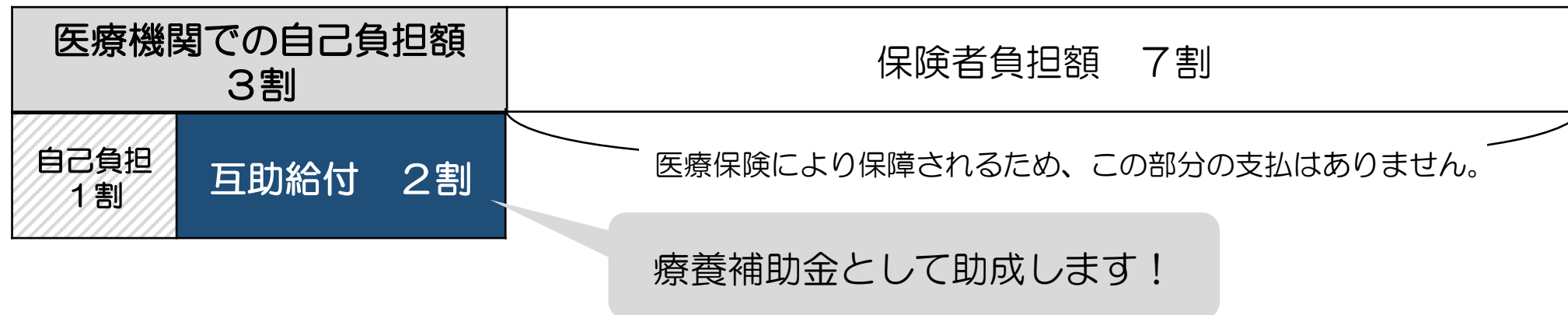
死亡弔慰金



組合員が亡くなったときに、加入期間に応じた金額（20,000～200,000円）を遺族に給付

2① 退職医療制度 療養補助金

病院や薬局等にかかったときに、自己負担した医療費（公的医療保険適用）総額の2割を、満70歳に達した年度末まで給付します！



療養補助金は、特定の病気やケガに限定されず、公的医療保険適用の診療であれば、日常の通院や調剤（薬代）、歯科診療なども対象となり、より広く医療費の負担をカバーする制度です。



- ※ 月ごと、医療機関ごと、入院・外来別にそれぞれ63,600円を上限に給付
- ※ 自己負担額が医療費総額の2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付します。

2① 退職医療制度 加入手続

基準掛金の納入

退職日の翌日の満年齢に応じた基準掛金額を**加入時に一括納入**してください。

基準掛金額表（令和7年度）

年齢(歳)	基準掛金額(円)	年齢(歳)	基準掛金額(円)	年齢(歳)	基準掛金額(円)
45	1,731,000	54	1,057,000	63	497,000
46	1,656,000	55	983,000	64	442,000
47	1,584,000	56	917,000	65	389,000
48	1,514,000	57	853,000	66	328,000
49	1,447,000	58	791,000	67	269,000
50	1,382,000	59	732,000	68	212,000
51	1,297,000	60	675,000	69	156,000
52	1,214,000	61	614,000		
53	1,134,000	62	554,000		

（注）この基準掛金は確定申告の際の社会保険料控除の対象外です。

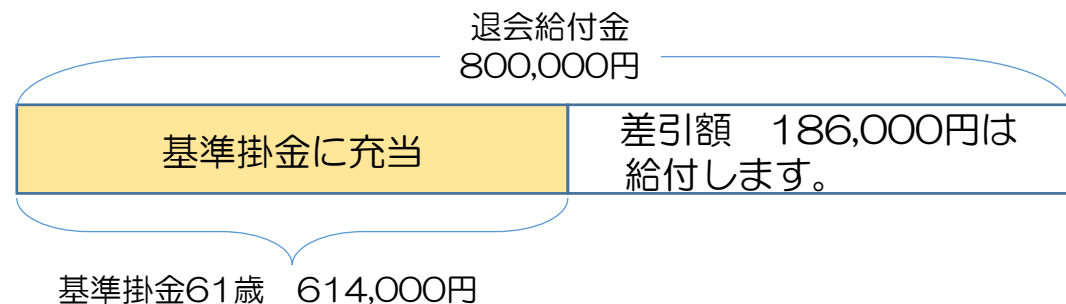
2① 退職医療制度 加入手続

基準掛金の納入方法

退会給付金 を基準掛金に充当します。

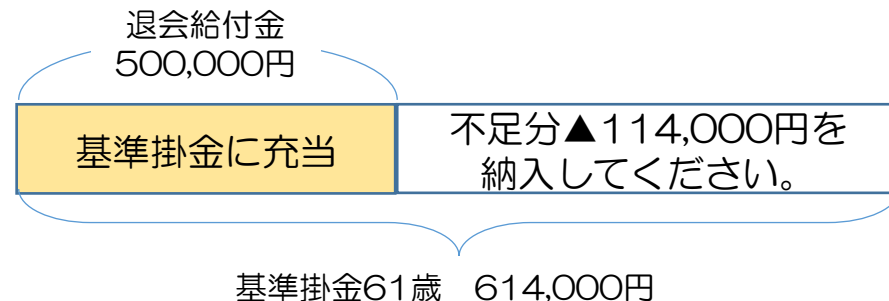
※退会給付金額は加入年数や掛金額により個人差があります。

退会給付金 > 基準掛金 の場合
→ 充当後の残額を給付します。



退会給付金 < 基準掛金 の場合
→ 不足分を振込んでいただきます。

(納入期限：退職日の翌日から 60 日以内)



この基準掛金額は相互扶助を基本理念として各種事業の財源としております。
したがって、**加入後の退会及び基準掛金の返金はありませんので御承知ください。**

○4月1日加入者には5月下旬に関係書類送付

2① 退職医療制度 加入手続

第2条関係

記入例

互 退職医療組合員申出書

下記のとおり、互助組合退職医療制度に加入することを申し出ます。

一般財団法人 広島県教育職員互助組合理事長 様 令和 7 年 3 月 31 日

退職医療組合員番号 **		退職医療組合員制度加入年月日		退職時の所属コード・共済組合員証番号	
				所属コード 12345 共済組合員等番号 654321	
加入者		名 前		生 年 月 日	
漢字		コ シ ヨ マ チ		昭和 3 8 1 0 0 1	
漢字		互助 三郎		61	
(※ 押印は、認印で可)					
指定金融機関					
漢字		広島		銀行・金庫 農協・信用組合 信用金庫	
漢字		県庁 (本・因) 店		カ ナ ケ ン チ ヨ ウ シ テ ン	
口座番号 (右詰で記入)		口座名義人			
普通		1 2 3 4 5 6 7		コ シ ヨ マ チ	
		漢字		互助 三郎	
郵便番号		都道府県		市区郡	
7 6 5 4 3 2 1		広島県		広島市中区	
町 村 字		番 地			
コ シ ヨ マ チ		1 - 2 - 3			
互助町					
その他(マンション名、〜棟方等、記入してください。)					
電話番号					
0 8 2 - 1 2 3 - 4 5 6 7 (携帯番号可)					

(注)

- ・太枠の中を記入してください。
- ・ の部分は記入しないでください。
- ・加入する場合は、年齢に応じた基準掛金を払い込む必要があります。
- ・この申出書は、「退会給付金請求書」と併せてご提出ください。
- ・給付金の送金先金融機関が、「退会給付金請求書」の受取口座と異なる場合は、通帳のコピーを添付してください。

※ 給付金の送金先は、振込手数料の都合上、広島銀行の指定にご協力ください。

期限を過ぎたら
加入できません。

加入
申込
方法

退職日の翌日から起算して30日以内に、
「退職医療組合員申出書」を記入し、
給付金受取口座の通帳コピーを添付(裏面に糊付け)して、
互助組合へ提出
(令和6年度末退職の場合、令和7年4月30日(水)必着)

注意
事項
等

○現職制度との二重加入はできません。
※ 共済組合員等番号が数字のみ、頭文字がP又はZの方は、基準掛金に充当するため退会給付金請求書と併せて提出してください。

退職日以降の日付を記入してください。

振込手数料の都合上、広島銀行としていただくようご協力ください。

5月末にお住いの住所を記入してください。

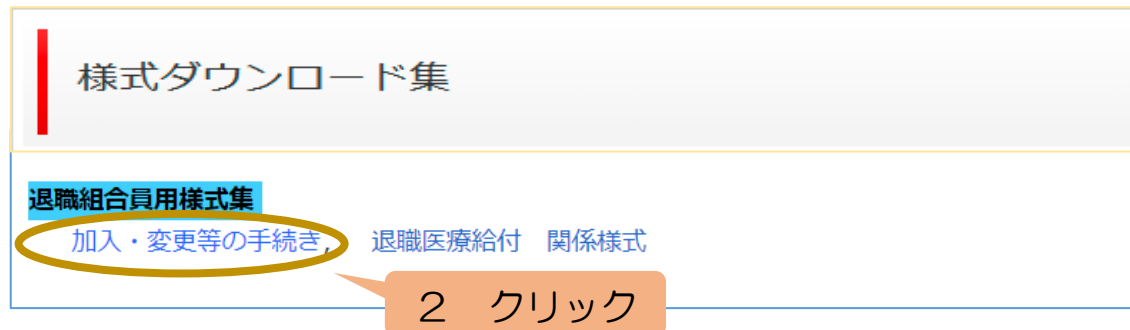
2 ①退職医療制度 加入手続

【提出書類印刷手順】

- ① 互助組合ホームページの「様式ダウンロード集」をクリック



- ② 退職組合員用様式集の加入・変更等の手続き をクリック



- ③ 「退職医療 組合員申出書」様式（PDF）をクリック

加入・変更等に関する様式

様 式 名	様式 (PDF)	記入例
退職医療 組合員申出書		
退職医療 変更届		

3 クリック（様式のダウンロードができます）

2② 現職制度の再加入

再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、
会計年度任用職員、非常勤職員となる方へ

退職後に再任用等で勤務することとなり、公立学校共済組合員資格を取得した場合は、互助組合の現職制度に再加入できます。

再加入に係る注意

- 退職後1日も空けずに同じ所属で勤務される場合でも、任用形態が変更となるため、加入希望者は必ず「加入申込書」を提出してください。
 - 広島市費の方は再任用（フルタイム）職員のみ加入できます。
 - 任意継続組合員になられる場合は再加入できません。
 - 退職医療制度とは二重加入できないため、どちらか一方を選択してください。
- ※ 退職後の互助制度加入については、20ページのフロー図を参考にしてください。

2 ②現職制度への再加入の手続き方法

記入例

短時間勤務会計年度任用職員

(組合員規則第3条関係)

⑤加入申込書

任期付職員
臨時的任用職員
再任用(フルタイム)
等、有期職員

御自身の任用形態に合った申込書を選んでください。

令和7年4月1日以降に勤務する新しい所属をご記入ください。

ふりがな 組合員氏名	ごじょ たらう 互助 太郎	所属所名	広島小学校
共済組合員等番号	5 4 3 2 1 K	所属コード	1 2 3 4 5
現住所	〒765-4321 広島市中区互助町1丁目2-3		
加入年月日 共済組合員資格 取得年月日	令和7年4月1日	任用種別	
生年月日	S・H 35年9月1日	1 任期付職員 2 臨時的任用職員 ③ 再任用フルタイム職員 4 その他()	
上記のとおり、一般財団法人広島県教育職員互助組合への加入を申し込みます。 一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 様 令和7年4月5日 職名 教諭 氏名 互助 太郎			
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。 令和7年4月7日 所属長 職名 校長 氏名 広島 教子			

加入申込	任用開始日から起算して20日以内に、「加入申込書」を記入し、互助組合へ所属を通して提出 (令和7年4月1日任用開始の場合、令和7年4月18日(金)必着)
加入資格	○退職後に新たに公立学校共済組合員の資格を取得した者 ※ 広島市費の方は、再任用(フルタイム)職員のみ加入できます。 ※ 任意継続組合員は、対象外です。
注意事項等	○退職後、同じ所属で勤務する場合でも、任用形態が変更となるため、加入希望者は必ず「加入申込書」を提出してください。 ○退職医療制度とは二重加入できないため、どちらか一方を選択してください。

期限を過ぎたら
加入できません。

所属長の署名が必要です。

注1) 提出期限: 加入年月日(共済組合員資格取得日)から起算して20日以内(必着)

注2) 貸付事業及びリフレッシュ給付金は対象外となります。

注3) 退職医療制度加入者は、加入できません。

2 ②現職制度 加入手続

【提出書類印刷手順】

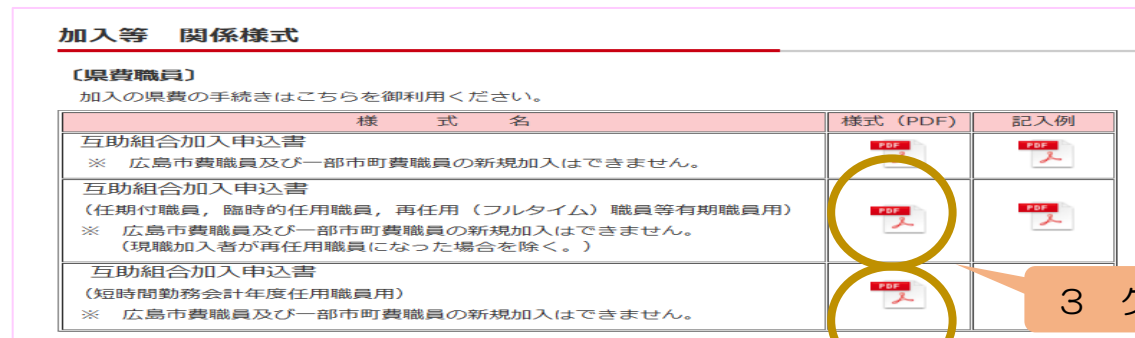
- ① 互助組合ホームページの「様式ダウンロード集」をクリック



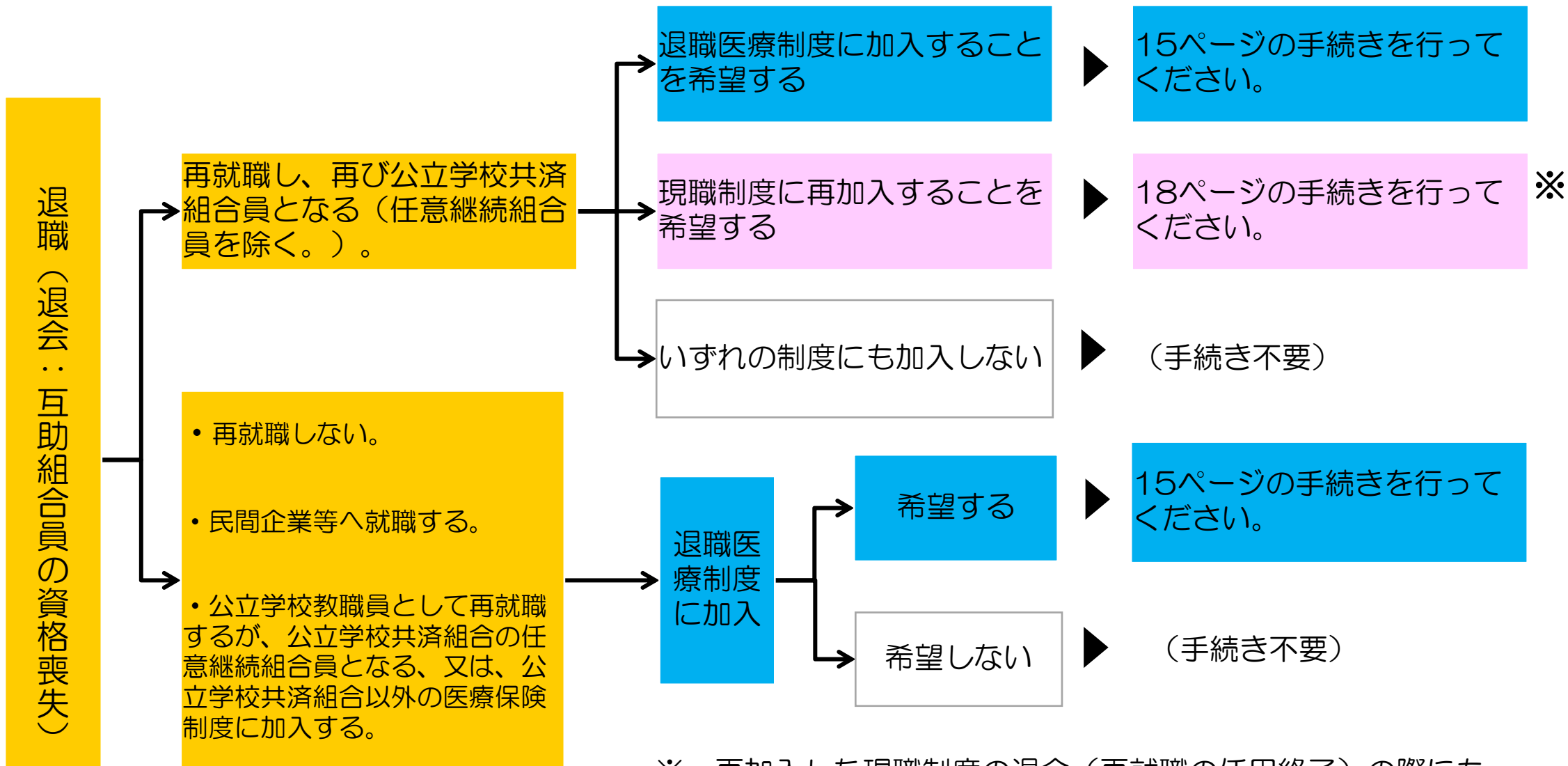
- ② 現職組合員用様式集の加入等 関係様式 をクリック



- ③ 「互助組合加入申込書」様式（PDF）をクリック



《参考》退職後の互助制度への加入について



※ 再加入した現職制度の退会（再就職の任用終了）の際にも、退職医療制度に加入することができます。

3 その他



一般財団法人広島県教育職員互助組合

3 給付金の受取口座についてのお願い

令和7年9月末日までは、現在御利用中の登録口座の解約や名義変更をしないようにお願いします。

※ 解約や名義変更をする場合は、必ず互助組合へ連絡してください。

医療給付金等が、退職日の4～5か月後に振り込まれることがあります。

3 貸付金の未償還金の取扱いについて

互助組合の貸付金に未償還元金がある場合

原則、退職手当から未償還元利金相当額（未償還元金＋経過利息）を控除します。

退職手当から控除しても不足金が生じる場合

退職手当が県から支給されない場合

指定の期日までに指定する口座へ償還金を振り込んでください(市町等により異なります)。

※互助組合から3月に通知を送付します。